



## 令和3年度第3回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会議記録

委員氏名	石川	赤上	大金	奈良部	豊田	鈴木	松島
出席	欠	○	欠	○	○	○	○

### 【事務局】

- 事務局……環境部：黒川部長、関口課長、鳩山係長、若林担当主査  
都市建設部：荒井係長

全体進行：《関口課長》

#### 1 開 会 《関口課長》

令和3年度第3回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会を開会する。

#### 2 協議事項 《赤上副会長進行》

関口課長：続いて、協議事項に入るが、条例施行規則第28条第2項に、審議会は委員の過半数の出席により審議会が成立するとあるが、本日5名の委員が出席しているので、会議が成立していることを報告する。

会議の進行については、施行規則第27条第2項において、「会長は審議회를代表し、会務を総理する。」とある。

また、同条第3項に「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。」とある。

本日会長欠席のため、赤上副会長に会議の進行をお願いしたい。

赤上副会長：それでは、協議事項(1)の条例第13条の規定による事業の許可について、事務局の説明を求める。

##### (1) 条例第13条の規定による事業の許可について

《若林担当主査が資料により説明。》

2件の許可申請案件について説明した。

- ① 花岡町太陽光発電所設置事業
- ② 板荷 2904・1 他太陽光発電所設置事業

赤上副会長：①の花岡町太陽光発電所設置事業について、事務局の説明に何か質問はあるか？

赤上副会長：2点質問したい。

1点目の質問だが、今回の事業区域は、東武新鹿沼駅西側の市の中心部にある。今までの申請地はどちらかという市を中心部から離れていて、都市計画区域外であったが、今回の申請地は都市計画区域内に該当すると思うが、都市計画法の開発許可行為に当たるのか？

もう1点は建築基準法の建築確認は必要か？

事務局：太陽光パネルは建築物でなく、工作物扱いである。よって、主たる目的は建築物ではない。都市計画法の開発許可は不要である。

建築確認についても同様である。

赤上副会長：他に意見はあるか？

他に意見がないようなので、資料①の「花岡町太陽光発電所設置事業」については、原案のとおり許可することに同意することで良いか。

一 同：《異議なし。》

赤上副会長：①花岡町太陽光発電所設置について、原案通り同意した。

次に資料②の「板荷 2904-1 他太陽光発電所設置事業」について意見はあるか？

赤上副会長：「案内図写真の【県道板荷玉田線】は間違いであり、【県道小来川文挾石那田線】が正しい」との説明があったが、これは【県道板荷玉田線】が正しい。

また、接続する道路に【県道小来川文挾石那田線】との記載があるが、これは、【県道板荷玉田線】から南に延びる市道に接続している。

また、資料の4(8)に記載のある内容は4(2)の周辺地域における景観に記載される内容ではないか？

いずれも、許可の判断に関係はないが、内容を検討願えれば。

事務局：了解した。指摘通りに訂正する。

鈴木委員：今の質問の4(2)の周辺地域における景観についてだが、パネルの色は黒とあるが、具体的に景観に配慮するとはどのような事なのか説明願いたい。

事務局：以前のパネルは黒色であっても太陽光を反射しやすい素材だった。最近のパネルは反射することの無いようなものになっている。また、この事業区域を取り囲むフェンスだが通常のフェンスを緑色のネットで囲い込み、周囲から視認しにくく、なおかつ周辺の農地との景観に配慮した計画になっている。

鈴木委員：了解した。

赤上副会長：そのほか質問はあるか？無いようなので、この案件を審議していく。

赤上副会長：資料②の「板荷 2904-1 他太陽光発電所設置事業」について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

赤上副会長：資料②の「板荷 2904-1 他太陽光発電所設置事業」について、原案通り同意した。

(2) その他

赤上副会長：その他質問、意見はあるか？

一 同：《なし。》

赤上副会長：協議事項(2)は終了した。ここで進行を事務局に返すこととする。

3 その他《関口課長》

関口課長：次第3のその他、委員の皆様から意見等あるか？

一 同：《なし。》

関口課長：事務局から何かあるか？

事務局：今回は、3月を予定している。

日程については、委員の皆さまに相談しながら決めていきたい。

関口課長：他に意見が無いようなので、これで審議会を閉会する。

4 閉 会《関口課長》